

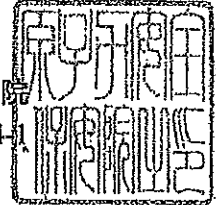
経済産業省

平成16・08・06原院第1号

平成16年9月16日

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-264c-04-1



保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）

原子力安全・保安院は平成16年3月31日に火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈に係る内規を定めましたので、各経済産業局長、各都道府県知事及び火薬類保安関連団体に対して通知することとします。

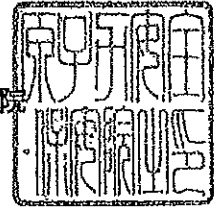
なお、平成12年3月30日付け火薬類取締法の運用について（解釈）（平成12・03・24立局第2号）は廃止します。

経済産業省

平成16・08・06 原院第1号
平成16年9月16日

保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）

経済産業省原子力安全・保安院



平成16年3月31日に火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第52号）が公布されたことに伴い、「保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）」を別添のとおり定める。

なお、平成12年3月30日付け火薬類取締法の運用について（解釈）（平成12・03・24立局第2号）は廃止する。

(別添)

保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）

平成16年9月16日
原子力安全・保安院

保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定について、以下のとおり解する。

1. 火薬類取締法（以下「法」という。）第29条の規定に基づく保安教育の実施内容について

(1) 火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）第67条の4の規定に基づき、煙火の製造業者が製造保安責任者、製造副保安責任者及び製造保安責任者の代理者に対して施すべき保安教育の内容は、次に掲げるものとする。

①規則第67条の4第2項第1号に規定する「火薬類取締に関する法令に関すること」とは、規則第70条の2各号及び第70条の3に定める製造保安責任者、製造副保安責任者及び製造保安責任者の代理者の職務を遂行するために必要な、次の項目をいう。

- イ 煙火等の製造所の設備に係る技術上の基準に関すること
- ロ 煙火の製造方法に係る技術上の基準に関すること
- ハ 危害予防規程に関すること
- ニ 定期自主検査に関すること
- ホ 保安教育に関すること
- ヘ 法令に基づく適切な許認可申請の実施に関すること
- ト その他煙火の製造に必要な火薬類取締に関する法令に関すること

②規則第67条の4第2項第2号に規定する「煙火の製造に関する保安管理技術に関すること」とは、規則第70条の2各号及び第70条の3に定める製造保安責任者、製造副保安責任者及び製造保安責任者の代理者の職務を遂行するために必要な、次の項目をいう。

- イ 製造保安責任者が煙火の製造に関して行う職務に関すること
- ロ 煙火の安全な製造に関すること
- ハ 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること
- ニ 製造施設の新増設に係る工事等に関すること
- ホ 製造に係る帳簿の記載に関すること
- ヘ 火薬類の盗難防止に関すること
- ト その他煙火の製造に関する保安管理技術に関すること

- ③規則第67条の4第2項第3号に規定する「煙火の製造方法に関する事」とは、煙火製造業者において、取り扱おうとしており、又は現に取り扱っている煙火の製造方法に関する次の項目に係る基礎的な知識に関する事をいう。
- イ 煙火用原材料の性質に関する事
 - ロ 煙火用原料火薬類の性質に関する事
 - ハ 煙火の性質に関する事
 - ニ 煙火の安全な製造方法に関する事
- ④規則第67条の4第2項第4号に規定する「火薬類の性能試験方法に関する事」とは、取り扱おうとしており、又は現に取り扱っている煙火用原材料、煙火用原料火薬類及び煙火の危険度及び性能試験方法に関する次の項目に係る基礎的な知識に関する事をいう。
- イ 煙火用原材料の危険度に関する事
 - ロ 煙火用原料火薬類の危険度に関する事
 - ハ 煙火の危険度に関する事
 - ニ 火薬類の性能試験の適切な実施方法に関する事
- ⑤規則第67条の4第6項に規定する「教育効果を十分にあげられるような適当な時間」とは、最低4時間以上の時間をいい、「適当な期間をおいて反復」とは、最新の知識が常に得られるように2年間に1回以上行う事をいう。
- ⑥規則第67条の4に規定する保安教育については、当該製造事業者以外の事業者が行う講習であって、1. (1)①から⑤までの内容を踏まえた適切な内容であることを確実に確認できるものを含む。
- (2) 規則第67条の4から第67条の6までの規定に基づき、製造業者、販売業者及び法第29条第4項の規定に基づき都道府県知事が指定した消費者が取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に対して施すべき保安教育の内容は、次に掲げるものとする。
- ①規則第67条の4第3項第1号、第67条の5第2項第1号及び第67条の6第2項第1号に規定する「火薬類取締に関する法令に関する事」とは、規則第70条の4、70条の5各号及び第70条の6に定める取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者の職務を遂行するために必要な、取り扱おうとしており、又は現に取り扱っている火薬類について、次の項目に係る法令の詳細に関する事をいう。
- イ 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関する事。
 - ロ 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関する事。
 - ハ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙

若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈したときの応急措置に関すること。

ニ 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類に関する消費の技術上の基準に関すること。

ホ 帳簿の記載及び報告の内容に関すること。

ヘ 法第36条（安定度試験）、第37条（不良火薬類の措置）及び第40条（喫煙等の制限）に関すること。

ト 保安教育に関すること。

チ 定期自主検査に関すること。

リ その他火薬類取締に関する法令に関すること。

②規則第67条の4第3項第2号、第67条の5第2項第2号及び第67条の6第2項第2号に規定する「火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること」とは、規則第70条の4、70条の5各号及び第70条の6に定める取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者の職務を遂行するために必要な、取り扱おうとしており、又は現に取り扱っている火薬類について、次の項目に係る保安管理技術の詳細に関することをいう。

イ 取り扱おうとしており、又は現に取り扱っている火薬類の性質に関すること。

ロ 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。

ハ 火薬庫、庫外貯蔵庫、火薬類取扱所及び火工所の構造、位置及び設備に関すること。

ニ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その他安定度に異常を呈したときの応急措置に関すること。

ホ 帳簿の記載及び報告の内容に関すること。

ヘ 安定度試験の実施、不良火薬類の措置及び喫煙等の制限に関すること。

ト 保安教育に関すること。

チ 定期自主検査に関すること。

リ その他火薬類の販売、貯蔵及び消費並びにこれらに附随する取扱いに関する保安管理技術に関すること。

③規則第67条の4第6項及び第67条の5第5項（第67条の6第3項により準用する場合を含む。）に規定する「教育効果を十分にあげられるような適当な時間」とは、「火薬類取締に関する法令に関すること」については最低3時間以上（2回目以降は、最低2時間以上）の時間、「火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること」については、最低3時間以上の時間をいい、「適当な期間をおいて反復」とは、最新の知見が常に得られるように2年間に1回以上行うことをいう。

ただし、煙火のみ又は産業火薬のみを取り扱う者に対して、その職務に必要な火薬類に限定した教育を2回目以降に行う場合には、「教育効果を十分にあげられるような適当な時間」とは、「火薬類取締に関する法令に関すること」については

最低1.5時間以上の時間、「火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること」については最低2.5時間以上の時間をいう。

④規則第67条の4、第67条の5及び第67条の6に規定する保安教育については、当該製造業者等以外の事業者が行う講習であって、1.(2)①から③までの内容を踏まえた適切な内容であることを確実に確認できるものを含む。

(3) 法第29条第6項に規定する消費者であって、法第30条第2項の規定に基づき取扱保安責任者及び取扱副保安責任者並びに法第33条第1項の規定に基づき取扱保安責任者の代理者を選任している者が、当該取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に対して行うべき「火薬類による災害の発生の防止に必要な教育」については、1.(2)①及び②を準用する。なお、当該保安教育については、当該消費者以外の事業者が行う講習であって、1.(2)①及び②の内容を踏まえた適切な内容であることを確実に確認できるものを含む。

2. 火薬類取締法上の許可に当たっての保安教育の実施状況等の確認について

(1) 法第25条第1項に規定する消費の許可に関する要件として同条第2項に規定する「その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるとき」とは、具体的には次に掲げる事項について書面等による事実確認ができない場合を含むものとする。

①法第29条第4項の規定に基づく都道府県知事の指定を受けた消費者の従業員のうち、取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に規則第67条の6第2項の規定に基づく保安教育が施されていること。

②法第29条第6項に規定する消費者にあつては、その従業員に同項の規定に基づく必要な教育が施されていること。

③取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者が、他の都道府県地域を含め同時に複数の消費場所において選任されていないこと。

④取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に選任された者が、取扱保安責任者免状を有する者であること。

⑤取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に選任された者が、他の都道府県地域を含め、法第34条第2項の規定による解任命令を受けていないこと。

(2) 製造業者及び販売業者に係る法第3条の製造営業の許可、法第5条の販売の許可

及び法第10条の製造施設等の変更の許可に関する要件として法第7条に規定する「公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること」とは、具体的には次に掲げる事項について書面等による事実確認ができることを含む。

- ①製造業者及び販売業者の従業者のうち、取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に規則第67条の4第3項又は第67条の5第2項の規定に基づく保安教育が施されていること。
- ②取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に選任された者が、取扱保安責任者免状を有する者であること。
- ③取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者の代理者に選任された者が、他の都道府県地域を含め法第34条第2項の規定による解任命令を受けていないこと。

附 則

1. 本内規は、平成16年10月1日から施行する。